

## 小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託仕様書（案）

### 1 業務の目的

小金井市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）では、経営状況や財政状況の明確化を図り健全な経営を実現するために、令和4年度に「小金井市下水道総合計画」を策定した。計画策定から一定期間経過したため、現在の下水道事業が置かれている現状を反映し、今後さらに健全な経営に向けた取り組みを確実に実施する必要がある。

本業務では、下水道事業の体系的な実施に向けて、「小金井市下水道総合計画改訂版」「小金井市下水道事業経営戦略改訂版」の各種計画について整合性を確保しつつ、下水道使用料の改定についても検討し、総合的な策定を行うことを目的とする。

### 2 仕様書の適用範囲

- (1) 本仕様書は小金井市下水道総合計画改訂版の策定をするために行う作業方法等を定め、適正な成果を得ることを目的とする。
- (2) 受託者は、本仕様書によるほか、契約書及び関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に行わなければならない。
- (3) 受託者は、本仕様書に明記されていないもので、作業の性質上必要な事項については、その処理について市担当者との協議の上で決定することとする。ただし、法令または慣例により履行しなければならない事項については、受託者の負担において処理しなければならない。

### 3 受託者の義務

受託者は、委託業務の実施にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、関係法令を遵守し、本仕様書及び契約書に準拠し作業を行うものとする。

### 4 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 5 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た各種情報を、第三者に漏らしはならない。契約期間終了後においても同様とする。

## 6 配置技術者

- (1) 受託者は、本業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとし、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を実施させるとともに、業務の特質を考慮し、下水道事業（総合計画策定、経営戦略、下水道使用料改定）について、専門的知識と経験及び資格を有する技術者を配置する。
- (2) 管理技術者は、業務全般の管理責任者として、下水道事業の総合計画策定及び経営戦略、下水道使用料改定業務の全ての業務実績を有し、十分な知識・技能と経験を有する者でなければならない。かつ、管理技術者は、直接雇用するものであって、技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有するものとする。
- (3) 主たる担当技術者は、下水道事業の総合計画策定及び経営戦略、下水道使用料改定業務に精通し、十分な技能と経験及び資格を有する者で、本仕様書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (4) 照査技術者は、下水道事業に精通し、かつ下水道事業の総合計画策定及び経営戦略、下水道使用料改定業務に十分な経験を有するものであって、技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有する者とする。
- (5) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、いずれも兼務することはできない。

## 7 打合せ及び報告

- (1) 本業務の実施前及び実施中、受託者は、委託者の申し出により打合せ協議会を開催すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施中における打合せ協議会にあたっては、管理技術者又は関係技術者を出席させ委託者と十分に協議するものとする。
- (3) 前項の協議内容について、受託者は、「議事録」をその都度作成し、委託者の確認の上、それぞれ1部ずつ保有するものとする。
- (4) 本業務の実施中、委託者は、毎月1回「作業月報」等により定期的に進捗状況を委託者に提出し、報告しなければならない。

(5) 受託者は、本業務において実施した各工程における内容を「業務報告書」として取りまとめることとする。

## 8 委託期間

本業務の委託期間は、契約確定日の翌日から令和9年3月15日までとする。

## 9 支払方法

本委託代金は、各年度の成果品の納入、検査合格後、受託者の書面による請求に基づき各年度分を支払うものとする。

## 10 委託業務内容

本事業は、令和7年度から令和8年度にかけて行う小金井市下水道総合計画改訂版の策定支援業務で、業務内容は概ね以下のとおりとする。

## 11 業務の範囲

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 小金井市下水道総合計画改訂版策定支援業務
- (2) 経営戦略改訂版策定支援業務
- (3) 下水道使用料改定検討支援
- (4) 共通作業項目
- (5) 報告書作成
- (6) 照査
- (7) 打合せ協議

## 12 業務の詳細

- (1) 小金井市下水道総合計画改訂版策定支援業務

### ア 目的

令和4年度に策定した「小金井市下水道総合計画」から一定期間経過し、現在の下水道事業が置かれている現状も大きく変化している中で、経営環境の変化に対応していくため、小金井市下水道総合計画改訂版として、必要な施策を着実に実行するために見直しを行う。

本計画の計画期間は令和9年度から12年度を想定している。ただし、

経営戦略改訂版策定については別記のとおりとする。

#### イ 作業項目

小金井市下水道総合計画改訂版策定支援業務における作業項目の主なものは、次のとおりとする。

- (ア) 事業の現況評価・課題抽出の見直し
- (イ) 事業の将来環境の検討
- (ウ) 事業推進における理想像及び目標設定の見直し
- (エ) 目標を実現に向けた方策検討
- (オ) 小金井市下水道総合計画改訂版のとりまとめ

#### ウ 事業の現況評価・課題抽出の見直し

受託者は、小金井市下水道総合計画改訂版策定支援業務を実施するにあたり、委託者と協議のうえ、前回計画策定時からの下水道事業をとりまく環境の変化の整理、下水道事業運営の現況評価と課題抽出の見直しを行う。

#### エ 事業の将来環境の検討

受託者は、下水道事業の現況評価・課題抽出結果を踏まえて、下水道事業の将来における事業環境の見通しを整理し、将来における事業運営上の課題を整理するとともに改善点を明確化する。

#### オ 事業推進における理想像及び目標設定の見直し

受託者は、下水道事業に対する現況評価および将来環境の検討結果を踏まえて、将来を見据えた下水道の基本理念・理想像について、委託者と協議に基づき見直しを行う。また、予め事業期間等の基本事項を定めた上で、理想像を具現化するための目標設定の見直しを行う。

#### カ 目標の実現に向けた方策検討

受託者は、事業推進における理想像及び目標設定の実現に向けた方策について、これまでの各種施策の実施状況等や、想定される事業環境等も踏まえた上で検討を行う。

## キ 小金井市下水道総合計画改訂版のとりまとめ

受託者は、前項までの検討結果を踏まえて「小金井市下水道総合計画改訂版」としてのとりまとめを行う。

## (2) 経営戦略改訂版策定支援業務

### ア 目的

総務省からの経営戦略策定に係る通知（平成26年8月）を受けた内容として、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、令和2年度に「小金井市下水道事業経営戦略」を策定し、令和4年度には小金井市下水道総合計画の策定に合わせ、経営戦略改訂版を策定した。今回、下水道総合計画改訂版の策定に合わせ、経営戦略改訂版を策定する。本市における経営戦略の計画期間は、10年間であるが、投資・財政計画の検討は、「経営戦略策定・改定ガイドライン」に従い、計画開始年から50年間で試算する。また、経営戦略の策定に当たっては、単なる経営の基本方針や投資・財政計画を策定するだけでなく、下水道ビジョン、維持管理、改築・更新の取組等の各計画の推進に資するものとして策定を行う。

### イ 作業項目

経営戦略改訂版策定支援業務における作業項目の主なものは、次の各号の通りとする。

(ア) 事業の現況把握・分析

(イ) 長期的な財政シミュレーションの実施

(ウ) 経営目標の設定、経営課題の優先付けおよび方向性検討の助言

(エ) 総務省への提出支援

### ウ 事業の現況把握・分析

受託者は、下水道事業経営戦略改訂版を策定するにあたり、委託者と協議の上、下水道事業の経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老築化・耐震化の状況等の把握を行う。

また、過年度の計画人口・水洗化人口、汚水量や使用料実績、建設費・

維持管理費等の把握を行った上で、将来における計画汚水量や各種指標についての整理を行う。

#### エ 長期的な財政シミュレーションの実施

受託者は、「小金井市下水道総合計画改訂版」における施策等を計画的に推進していくために必要となる事業費を整理すると共に、企業会計としての「財政シミュレーション」を作成する。「財政シミュレーション」は、中長期的（50年間）な、資本的収支、収益的収支予測を算出できるものとする。その予測結果を踏まえて、投資試算（施設・設備投資の見通し）と財源試算（財源の見通し）に生じる収支ギャップについて明らかにするとともに、収支ギャップの発生要因についての検討も行う。

#### オ 経営目標の設定、経営課題の優先付けおよび方向性検討の助言

受託者は、収支ギャップが発生した場合、そのギャップの発生要因に応じて関連する項目を整理し、収支ギャップを解消するための取組を検討し、今後下水道事業の経営を進めるうえでの経営目標の設定を行う。経営目標を達成するための経営課題を明らかにし、施策面と財政面の両面からの評価に基づいて経営課題の優先付けを行う。また、委託者に対して、経営課題に対する方向性を検討するうえでの助言を合わせて行う。

### (3) 下水道使用料改定検討支援

#### ア 目的

下水道事業における現行の使用料体系や収支状況等の基礎調査、有収水量や資本費・維持管理費等の将来予測による使用料対象原価の算定を経て適正な下水道使用料体系・単価を検討することにより、市下水道事業の安定かつ持続的な経営に資することを目的とする。

#### イ 作業項目

下水道使用料改定検討支援における作業項目の主なものは、次の各号の通りとする。

##### (ア) 基礎調査

- (イ) 事業の現状把握
- (ウ) 長期財政予測の検討
- (エ) 算定方針の検討
- (オ) 下水道使用料の試算
- (カ) 下水道使用料改定案の検討
- (キ) 小金井市公共下水道事業審議会開催支援
- (ク) パブリックコメントの実施支援

## ウ 基礎調査

### ①業務方針の最終確認

本業務を遂行するにあたり、作業実施方法やスケジュール等の業務方針について委託者に最終確認する。

### ②資料収集・整理

本業務を遂行するにあたり必要となる資料のリストを作成し、市から借用することにより収集し、データの整理を行う。

### 【主な収集資料】

- 1) 決算書、予算書
- 2) 起債償還データ
- 3) 月別・水量区分別使用水量、件数
- 4) 大口使用者の使用者別・月別使用水量
- 5) 前回使用料改定検討資料
- 6) 市下水道条例等関係例規
- 7) 関連計画等（ストックマネジメント計画等）

## エ 事業の現状把握

収集した資料を整理・分析し、下水道事業の整備状況、財政状況等の現状を把握するとともに、下水道事業が抱える課題を整理する。

## オ 長期財政予測の検討

本項では、下水道使用料の改定方針等の検討にあたり、既存の事業計画、ストックマネジメント計画等を参照しながら、長期における財政予測を検討する。

#### ①有収水量予測

本項では、過年度実績や下水道計画をもとに計画人口や水洗化率、一人当たり有収水量を設定し、年次別有収水量を予測する。

#### ②資本的収支予測

本項では、過年度実績や年次別整備計画をもとに建設改良費等を算定し、建設財源や起債償還元金等を算定することにより資本的収支の予測を行う。

#### ③収益的支出の予測

本項では、過年度実績や年次別維持管理計画、資本的収支予測の結果をもとに、維持管理費や減価償却費、起債償還利子等を算定することにより収益的支出の予測を行う。

#### ④汚水処理費の算定

上記にて算定された収益的支出額を汚水・雨水・その他経費に区分し、下水道使用料の対象経費となる汚水処理費を算定する。

### カ 算定方針の検討

#### ①基本条件の整理

本項では、下水道使用料を算定する上での基本条件について整理する。

#### 【算定方針検討項目】

- 1) 下水道使用料算定対象期間
- 2) 下水道使用料対象経費の範囲
- 3) 下水道使用料体系・制度の検討方針

#### ②下水道使用料改定方針の検討

本項では、長期財政計画の結果を踏まえ、過年度における改定率や使用料単価、経費回収率、一般会計繰入金等の実績を考慮し、中長期における下水道使用料改定方針を検討する。

### キ 下水道使用料の試算

本項では、「下水道使用料算定の基本的な考え方、社団法人日本下水道協会」の手法に基づき、基本使用料、水量区分別の下水道使用料単価を試算する。



#### ①使用料対象経費の設定

前項にて算定された汚水処理費や算定方針をもとに、下水道使用料の対象経費となる資本費及び維持管理費を整理する。このとき、必要に応じて複数パターンの対象経費を設定する。

#### ②排水需要の予測

過年度における排水需要実績をもとに、下水道使用料算定対象期間における排水需要の予測を行い、使用者群（水量区分）別の件数や有収水量を予測する。

#### ③使用料対象経費の配賦

使用料対象経費を固定費と変動費に分解し、一定の配賦基準に基づき各使用者群に固定費及び変動費を配賦することにより、使用者群別の固定費単価及び変動費単価を算出する。

※固定費の配賦は変動需要法を採用

#### ④下水道使用料の算定

算定された水量区分や変動費単価、固定費単価等をもとに、数パターン設定された対象経費に応じて基本使用料分及び従量使用料分に対象経費を分解し、基本使用料及び使用水量区分毎の従量使用料単価を試算する。

#### ⑤試算結果の検証

上記までに試算した基本使用料や水量区分別の下水道使用料単価について、現行の下水道使用料体系との水量区分別改定率の比較等を行い、試算した下水道使用料の実行性・妥当性について検証を行う

### ク 下水道使用料改定案の検討

前項にて行われた試算結果を踏まえ、人口・水量変動への対応の程度や低所得者・一般家庭・商店・事業者間における公平性、使用水量の抑制効果などを考慮し、必要に応じて基本使用料や従量使用料単価の調整を行い、本市下水道事業における最適な下水道使用料改定案を提案する。

## (4) 共通作業項目

### ア 小金井市公共下水道事業審議会開催支援

小金井市下水道総合計画の策定、経営戦略改訂版策定、下水道使用料

改定検討を進めるにあたり、小金井市公共下水道事業審議会（毎年度5回程度開催）の資料作成、会議への出席、資料の説明及び議事録の作成等を行う。

なお審議会に供する資料については、事前に十分に委託者との協議を行い、審議会開催の10日前までに委託者への原案の提出を行うこと。

#### イ パブリックコメントの実施支援

小金井市下水道総合計画改訂版の計画書原案に対して市民からの意見を聴取するために実施するパブリックコメントについて、準備・回答案の作成、意見のとりまとめ等を支援する。実施時期は令和8年10月頃（1か月間）を予定する。

### 13 照査

#### (1) 照査の目的

受託者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、本業務に誤りがないよう努めなければならない。

#### (2) 照査事項

照査技術者は、業務全般にわたり次の各号に掲げる事項について照査を実施しなければならない。

ア 基本条件の確認

イ 業務計画（実施方針及び実施手法等）の妥当性の確認

ウ 作業項目の確認と作業内容の確認及び各作業項目の調査結果の妥当性の確認

エ 各種業務間における方針や施策等に関わる整合性の確認

オ 成果品の確認

#### (3) 照査計画書及び報告書の作成

ア 受託者は、前条に規定する照査を実施する手法について検討を行い、照査手法を決定する。

イ 受託者は、委託者と協議のうえ照査スケジュールの作成を行い、照

査計画書にまとめる。

ウ 受託者は、前項に規定する照査計画書に基づき照査を行った場合、照査を行った日から5日以内に照査報告書を作成し、委託者に対し提出するものとする。

エ 受託者は、照査報告書を取りまとめ業務報告書へ記載する。

#### 14 成果品の引き渡し

業務完了後に行う成果品の検査については、委託者が実施し、検査の合格をもって全ての引き渡しを終了するものとする。

#### 15 成果品の帰属

成果品のデータ等に関する所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承認を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならない。

#### 16 著作権

本業務に係るデータ等の著作権は、本業務に係るデータ等の引き渡しをもって、受託者から委託者に移転するものとする。ただし、システムのプログラムに関する著作権は除くものとする。

#### 17 成果品

本業務の成果品は、次の各号のとおりとする。

##### (1) 小金井市下水道総合計画改訂版策定業務

###### ア 小金井市下水道総合計画改訂版

(A4サイズ、100ページ程度) 100部

###### イ 小金井市下水道総合計画改訂版概要版

(A3サイズ、2ページ程度) 200部

##### (2) 経営戦略改訂版策定支援業務

###### ア 小金井市下水道事業経営戦略改定版 [総務省提出様式] 2部

###### イ 経営戦略説明資料 [総務省提出様式] 2部

##### (3) 下水道使用料改定検討支援業務

###### ア 業務報告書 2部

- イ 業務報告書説明資料 2部
- (4) その他
  - ア 打合せ議事録 1部
  - イ 作業月報 1部
  - ウ 業務報告書 1部
  - エ 本業務で作成した資料 1部
  - オ 本業務で作成したデータ等を記録した電子媒体 1式
  - カ その他委託者が指示する資料 1式

18 成果品の納入場所及び納入期限

本業務の成果品の納入場所及び納入期限は、以下のとおりとする。

- (1) 納入場所 委託先が指定する場所とする。
- (2) 納入期限 下記のとおりとする。

成果品		納入期限
小金井市下水道総合計画改定版策定支援業務		
1	業務工程表	契約確定日の翌日から15日以内
2	業務計画書	契約確定日の翌日から30日以内
小金井市下水道総合計画改訂版策定業務		
1	小金井市下水道総合計画改訂版	令和9年3月15日
2	小金井市下水道総合計画改訂版概要版	令和9年3月15日
経営戦略改訂版策定支援業務		
1	小金井市下水道事業経営戦略改訂版 [総務省提出様式]	令和9年3月15日
2	経営戦略改訂版説明資料 [総務省提出様式]	令和9年3月15日
下水道使用料改定検討支援業務		
1	業務報告書	令和9年3月15日
2	説明資料	令和9年3月15日
その他		
1	打合せ議事録	打合せ日から5日以内

2	作業月報	翌月の7日以内
3	業務報告書	令和9年3月15日
4	照査報告書	照査完了日から5日以内
5	本業務で作成した資料	委託者が指示する時
6	本業務で作成したデータ等を記録した電子媒体	令和9年3月15日
7	その他委託者が指示する資料	委託者が指示する時

## 19 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は解釈上疑義の生じる事項については、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。

(2) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、受託者が自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装備証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。